

## 福山通運渋谷長寿健康財団給与規定

第1条 この規定は、就業規則第34条に基づき職員の給与に関する事項について定めるものとする。

第2条 給与は、基本給と基本外賃金（家族手当、職務手当、通勤手当、役職手当）、時間外賃金とする。

第3条 給与の支給は次の条項により決定する。

1. 正規採用職員の基本給  
学歴、資格、経験、年齢、業務の内容により決定する。
2. 契約職員の基本給  
契約職員は年度での更新契約とする。  
契約職員の給与は時間給とし、職種に応じ決定する。

### 基本外賃金

1. 通勤手当 1,000～上限25,000円
2. 時間外手当 基本給の125/100

第4条 遅刻、早退、欠勤等自己の都合により勤務しなかった時間は給与を支給しない。

第5条 就業規則第32条による休職期間は給与を支給しない。但し、待命期間中特に必要と認められる場合は、理事長の決済により支給する。

第6条 賃金の計算について

1. 賃金の計算期間は、前月の21日から当月の20日までとする。

2. 計算期間中の中途採用、又は退職者の賃金は、当該計算期間の所定労働日数・所定労働時間を基準に日割計算にして支払う。

第7条 職員の死亡又は退職の場合、権利者より請求のあったときは給与支払日以前であっても請求の日から7日以内に給与を支払うものとする。

第8条 支給方法について

1. 給与は指定銀行振込による支払とする。但し、税金、健康保険料、厚生年金掛金、雇用保険金はこれを控除して支払う。その他は、協定により控除できるものとする。
2. 賃金の支払日は、毎月月末とし当該日が土曜日及び国民の祝日に当たる場合は前銀行営業日とする。

第9条 勤務成績が特に優秀な者は、特別昇給させることが出来る。但し、休職中の者は昇給させない。

第10条 この規定に定めのない事項で必要と認められるものは、その都度定めることにする。

附則 この規定は、平成5年4月1日より実施する。

平成18年5月26日第3条、第6条、第8条及び第9条の一部改正

平成21年2月22日第3条第2項改正及び第9条一部削除

平成22年6月19日第3条第2項一部訂正